

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書
イの規定による認定申請書（①-イ）

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

申請者
住所 _____
氏名 _____ 印

私は、 _____ が、令和 年 月 日から _____ を行っている
(注1)

ことにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 _____ に対する取引依存度 _____ % (A/B)
- A 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの _____ に
対する取引額等 _____ 円
- B 上記期間中の全取引額等 _____ 円
- 2 売上高等
- (イ) 最近1か月間の売上高等
- $\frac{D-C}{D} \times 100$ 減少率 _____ % (実績)
- C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 _____ 円
- D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円
- (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等
- $\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$ 減少率 _____ % (実績見込み)
- E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円
- F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

※(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

※2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期限：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
宇都宮市長 佐藤栄一

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書の計算書

(1) _____ に対する取引依存度

【A】	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの _____ に 対する取引額等	円
【B】	上記期間中の全取引額等	円

$$\frac{\text{【A】} \quad \text{円}}{\text{【B】} \quad \text{円}} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \text{ (実績 20\%以上)}$$

(2) 売上高等 (イ) かつ (ロ) を満たす

(イ) 最近1か月間の売上高等

【C】	事業活動の制限を受けた後 最近1か月間の売上高等	円
【D】	Cの期間に対応する 前年1か月間の売上高等	円

$$\frac{\text{【D】} \quad \text{円} - \text{【C】} \quad \text{円}}{\text{【D】} \quad \text{円}} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \text{ (実績 10\%以上)}$$

(ロ) (イ) の期間も含めた今後3か月間の売上高等

【E】	Cの期間後 2か月間の見込み売上高等	円
【F】	Eの期間に対応する 前年の2か月間の売上高等	円

$$\frac{(\text{【D】} \quad \text{円} + \text{【F】} \quad \text{円}) - (\text{【C】} \quad \text{円} + \text{【E】} \quad \text{円})}{\text{【D】} \quad \text{円} + \text{【F】} \quad \text{円}} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \text{ (実績見込み 10\%以上)}$$

住 所
電話番号

氏 名

印

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定における提出書類

1 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書 正本2部

実印（個人事業主は個人印）を押印してください。

2 法人にあつては商業登記簿謄本（正本／発行日が3ヶ月以内のもの）原本

個人にあつては直近の確定申告書の写し

法人の住所、商号及び代表者名又は個人の住所及び事業所の所在地等を確認するために用います。

3 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書の計算書 1部

4 月次損益計算書（試算表）など

(1) 事業活動の制限等の発生における対象期間の対象取引先の取引額等がわかる書類

(2) (1)の期間に対応する期間中の全取引額等がわかる書類

(3) 事業活動の制限を受けた後、最近1か月間の売上高等がわかる書類

(4) (3)の期間に対応する前年の1か月間の売上高等がわかる書類

(5) (3)の期間後2か月間の見込み売上高等が分かる書類（受注残高表など）

ただし、業種・業態によってはその疎明が困難な場合もありますので、その場合は2か月間の見込み売上高の算出根拠を提示してください。

(6) (5)の期間に対応する前年2か月の売上高等が分かる書類

(1)～(6)の書類すべてに法人の住所と商号（法人の場合）又は個人の住所と個人名（個人の場合）を付記し、実印（個人事業主は個人印）の押印をしてください。

付記は、記入しても、横ばんを用いても、どちらでも構いません。

5 金融機関の担当の方が認定業務を代行するときは、委任状が必要になります。

その他

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定は、経済産業大臣の指定した指定案件の必要があるため、経済産業省の告示の確認をしてください。

セーフティネット2号については、下記の中小企業庁HPを参照してください。

「2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限」を参照してください

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_2gou.htm